

令和6年5月22日

保護者 各位

県立那覇みらい支援学校
校長 栗 國 静 夫

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症の対応について

平素より、本校における感染症対策にご理解とご協力を頂きまして心より感謝申し上げます。
さて、見出しのことについて下記のとおりお知らせいたします。

つきましては、ご家庭におきましても現在の状況をご理解いただき、感染拡大防止へのご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 児童生徒がインフルエンザに罹患した場合

『発症日を0として、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで』出席停止となります。早く熱が下がっても、発症（37.5℃以上の発熱）した次の日から5日を経過し、かつ解熱した（平熱にもどって）後2日（48時間）を経過してから登校可能となります。また、完治して登校する際、医師の診断書は必要ありませんが、「インフルエンザ経過報告書（保護者記入）」に記入し、担任へ提出をお願いします。別紙の「インフルエンザ出席停止期間早見表」もご参考下さい。

2 児童生徒が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合

『発症日を0として、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後1日を経過するまで』出席停止となります。早く熱が下がっても、発症（37.5℃以上の発熱）した次の日から5日を経過し、かつ症状が軽快した後、1日（24時間）を経過してから登校可能となります。また、完治して登校する際、医師の診断書は必要ありませんが、「新型コロナウイルス感染症経過報告書（保護者記入）」に記入し、担任へ提出をお願いします。別紙の「新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒の出席停止の取り扱い」もご参考ください。

3 同居家族がインフルエンザ・新型コロナウイルス感染症に罹患した場合

- (1) 児童生徒本人にカゼ症状等がなければ登校可能となります。必ず登校前に、検温等の健康観察をお願いします。
- (2) 登校後、児童生徒本人にカゼ症状等がみられた場合は早退となります。
- (3) インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症に罹患している保護者等が、児童生徒の送迎を行うことはお控え下さい。
- (4) 家族にインフルエンザ・新型コロナウイルス感染症に罹患している方がいる場合、児童生徒本人と送迎を行う保護者もマスクの着用をお願いします。
- (5) 家族にインフルエンザ・新型コロナウイルス感染症の罹患が分かった場合には、学校へも必ず連絡をお願いします。